【資料８】研修資料受領証（民生委員及び２回目以降の受講者用）

（提出先）

　港　南　区　長

**災害時要援護者支援事業に係る**

**研修資料受領証**

「災害時要援護者支援事業」に係る情報提供を受けるにあたり、個人情報の保護と活用に関する研修資料を受領しました。個人情報を取り扱うにあたっては、適正に取り扱います。

|  |
| --- |
| 受領日　　　　　年　　月　　日 |
| 団　体 |
| 氏　名 |

【資料８】研修資料受領証（民生委員及び２回目以降の受講者用）を使用する条件

民生委員及び２回目以降の受講者で、他事業等において個人情報保護に関する研修を既に受講している場合は、本事業における研修受講は任意とします。

ただし、災対法上の秘密保持義務については、説明が必要であるため、研修資料は必ず渡し、資料配付による研修を行ってください。その際、研修受講報告書又は受領証を受け取るようにしてください。

民生委員以外の情報管理者、情報取扱者は、初回の受講については研修資料受領証では不十分ですのでご注意ください。